

## 萩市空き家情報バンク制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、萩市における空き家の有効活用を通して、萩市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 萩市内に存する専ら居住の用に供する建築物で、現に居住の用に供しなくなったもの又は居住の用に供しなくなる見込みのものをいう。
- (2) 空き家情報バンク制度 空き家の登録及び萩市への定住等を目的として空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に関する登録を通して、空き家登録者及び利用登録者に対して斡旋を行うシステムをいう。
- (3) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 空き家登録者 前号に定める所有者で第5条の規定により空き家の登録を受けた者をいう。
- (5) 利用登録者 第2号に定める利用希望者で、第8条の規定により登録を受けた者をいう。
- (6) 斡旋 空き家及び利用登録者に関する情報で、空き家登録者又は利用登録者に対して有用なものを提供することをいう。

(反社会的勢力に属する者の排除)

第3条 本人又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である暴力団等反社会的勢力(暴力団、暴力団関係企業、総会屋等)に属する者(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び暴力団との密接交際者を含む。)(以下「反社会的勢力に属する者」という。)は本制度を利用することはできない。

(適用上の注意)

第4条 この要綱は、空き家情報バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第5条 空き家情報バンク制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、萩市空き家情報バンク登録申込書(様式第1号)及び誓約書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申し込みがあった場合において、必要と認めるときは、当該申込み者が反社会的勢力に属する者であるか確認するため警察署及び公益財団法人山口県暴力追放運動推進センターが委嘱する暴力団追放モニターに照会することができる。

3 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、萩市空き家情報バンクに登録するものとする。

4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該所有者等に通知するものとする。

5 市長は、第3項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第6条 空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家登録情報の抹消)

第7条 市長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家登録情報を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) 空き家登録者から登録抹消の届出があったとき。
- (4) 空き家登録者が反社会的勢力に属する者であることが分かったとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

(利用希望者の登録の申込み等)

第8条 空き家情報バンク制度による利用希望者に関する登録を受けようとする者は、萩市空き家情報バンク利用希望者登録申込書(様式第2号)及び誓約書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申し込みがあった場合において、必要と認めるときは、当該申込み者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が反社会的勢力に属する者であるか確認するため警察署及び公益財団法人山口県暴力追放運動推進センターが委嘱する暴力団追放モニターに照会することができる。

3 市長は、第1項の規定による登録の申し込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を萩市空き家情報バンクに登録するものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化及び芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

(2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、萩市の自然環境及び生活文化に対する理解を深め、よき地域住民として生活しようとする者

(3) その他市長が適当と認めた者

4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用希望者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第9条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(利用登録情報の抹消)

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録情報を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家の利用の目的等が第8条第3項各号の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 申込内容に虚偽があったとき。

(4) 利用登録者から登録抹消の届出があったとき。

(5) 利用登録者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が反社会的勢力に属する者であることが分かったとき。

(6) その他市長が適当でないとして認めたとき。

(斡旋等)

第11条 市長は、必要に応じて、空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家情報バンクに登録された有用な情報を提供するものとする。

2 市長は、空き家登録者及び利用登録者が行う空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

(個人情報の保護)

第12条 第5条第2項及び第8条第2項の規定により空き家情報バンクに登録されている個人情報の取扱いについては、萩市個人情報保護条例（平成17年萩市条例第30号）の定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年8月1日から施行する。